４．追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心の相談室」紀要編集規程

（趣旨）

第１条　この規程は、追手門学院大学地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）規程第15条に基づき、追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心の相談室」紀要（以下「紀要」という。）の編集の基本的事項等について定める。

（目的）

第２条　紀要は、追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心の相談室」（以下「心の相談室」という。）の研究成果の発表を目的として、これを刊行する。

（編集委員会）

第３条　紀要の企画、原稿の募集及び編集は、追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心の相談室」紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行い、発行は心の相談室が行う。

２　委員会に編集委員長を置き、心の相談室室長がこれにあたる。

３　委員会に編集委員を置き、心の相談室相談員の中から選出された者１名がこれにあたる。

（執筆者の資格）

第４条　執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とする。

⑴　心の相談室の構成員（室長、相談員、非常勤相談員、事務職員、研修相談員）ただし、院生相談員が投稿する場合は、指導教員と共著とすること。

⑵　追手門学院大学大学院心理学研究科心理学専攻臨床心理学コースの修了生。

（原稿の要件）

第５条　紀要に執筆する原稿の種類は、次の各号のとおりとする。

なお、他紙に未発表の論文等であること（口頭発表、研究会等での発表を除く。）

⑴　原著論文

⑵　資料、研究ノート、依頼原稿（特集など）

（原稿の採択）

第６条　執筆原稿の掲載については、委員会において決定する。

２　原稿の種類のうち「原著論文」については、査読者２名による査読を行い、採択・不採択は、査読者からの最終評価が得られた後に決定する。

（紀要の発行）

第７条　紀要は、年１回の発行とし、毎年の原稿募集締切日は７月末日、執筆期限は10月末日、発行日は12月末日とする。

（原稿の形式）
第８条　紀要に執筆する原稿の形式は、委員会が別に定める「地域支援心理研究センター附属「心の相談室」紀要執筆要項」によるものとする。

（校正）
第９条　校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。
２　執筆者が前項の規定に反した場合、第６条の規定を準用する。

（抜刷）
第10条　抜刷は、論文ごとに50部を贈呈し、増刷分の費用は申し込み者の負担とする。

（著作権）
第11条　紀要に掲載された論文の著作権は、追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心の相談室」に帰属するものとする。

（ホームページへの掲載）
第12条　紀要に掲載された論文の中で個人情報保護の観点から考えて適切と思われる論文は、センターのホームページへ掲載するものとする。

（所管）
第13条　この規程の紀要の発行に関する事務は、センター事務室において行う。

（規程の改廃）
第14条　この規程の改廃は、委員会の議を経て、相談員会議で行う。

附　則
この規程は、2006年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、2010年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、2013年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、2024年４月１日から施行する。